

自宅療養時および軽症者宿泊療養施設入所時の医療提供について

2021年10月14日

新型コロナウイルス感染症の第5波では、感染者の急増により医療機関・軽症者療養施設ともに入院入所が困難となり、さらには、自宅療養においても療養困難な状況が見受けられました。その状況を参考に今後の感染拡大に備えておくことが必要と考えています。既に他県では在宅療養中の死亡例や、通常では考えられないような重症例で救急搬送の長時間の経過なども報道されております。富山県で同様な事例が発生すれば、医療に対する県民の信頼は根底から崩れることにもなりかねません。

原則として感染者は厚生センターもしくは富山市保健所の管理となりますが、第5波の時のように想定を超えた感染拡大による対応困難な状況を防ぐためにも、かかりつけ医を中心として一般医療機関にも協力を促す必要があります。また、第5波を受けて厚労省からも軽症者宿泊療養施設入所者や自宅療養中の感染者に対する遠隔診療等を含めて医療の提供を促す通知も発出されています。今回それらをまとめ、会員に周知を図ることが必要と考えます。

第5波における状況

1. 在宅療養者はその地域により管轄の厚生センターおよび富山市保健所が管理している。また、軽症者宿泊療養施設については県厚生部が管理し、県職員および看護協会派遣の看護師が現場で業務を行っている。
2. 第5波においては感染者急増により管理が追いつかず、行政からの最初の接触までに時間を要したり、必要な時に医療へのアクセスが困難となる事例が見られた。しかし、県内では重大な事例の発生は回避されている。
3. 各医療機関で診断された患者は感染症指定医療機関に入院後、必要な診療を受けたのちに軽症と判断された患者のみが軽症者宿泊療養施設に入所するものと理解されていた。これは、当初そのような原則であると行政から説明されていたためである。その後、一般医療機関に明確な情報提供がないままに、直接軽症者宿泊療養施設に入所、もしくは在宅のまま療養することが行われている。このことは、感染診断後、医療機関での診療のないまま療養する可能性がある。そのため安全な療養を受けられているのか明確ではない。また、富山市保健所と連携した富山大学総合診療部の山城先生の往診でも肺炎と診断される症例が複数例発見されている。
4. 濃厚接触者調査等の医療機関以外での検査で陽性になった場合、全く医療機

関に受診しないまま在宅もしくは軽症者宿泊療養施設での管理となる感染者もあり、状態に変化なく療養期間が過ぎれば、一度も医療機関に受診しないことになる。

5. 在宅もしくは軽症者宿泊療養施設における療養中に、基礎疾患等で日常的に服用している処方になくなった、もしくは解熱剤や鎮咳薬の必要があっても、入手困難となっている事例が見受けられている。軽症者宿泊療養施設入所時に市販の感冒薬を持参するように勧められていることもある。
6. 一般医療機関へ受診した場合には、診断時にはコロナール等の鎮痛解熱剤・鎮咳薬等の十分な量の処方が必要である。在宅や療養施設での療養時に症状の悪化がなければ、多くの場合それだけで足りる。
7. 状態確認や処方においては電話再診もしくは遠隔診療で可能である。新型コロナウイルス感染症においては初診からの遠隔診療も認められている。
8. 調剤薬局から直接患者に薬剤を宅配する事業もある。(薬局における薬剤交付支援事業)
9. 患者さんや家族等からもかかりつけ医や感染の診断を受けた医療機関での薬剤処方の要望が出ている。
10. 富山市医師会と富山市では協議の上、在宅の患者については必要時に対応するよう促す通知を富山市医師会の会員に出しており、富山県医師会としても会員に対して、在宅もしくは宿泊療養施設での療養時に、患者さんからの求めに応じて、電話や遠隔診療での対応を促す文書を提示すべきと考えている。

会員に周知する内容(案)

前文の内容

新型コロナウイルス感染症の第5波では、感染者の急増により医療機関・軽症者宿泊療養施設とも入院入所が困難となり、さらには、自宅療養においても療養困難例が発生しています。その経験を踏まえ、行政においても軽症者宿泊療養施設をさらに増設するなど必要な対策を行っています。ただし、今後の流行の規模が推測困難であり、想定を超えた感染拡大や医療逼迫の可能性もあります。新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、陽性者は厚生センターや富山市保健所の管理下となりますが、会員の先生方においても厚生センターや富山市保健所、軽症者宿泊療養施設等と連携し、新型コロナウイルスの感染者に必要な医療が提供できるようにご協力をお願い

いたします。

その際の留意点について以下を参考にしてください。

1. 以前は感染症指定医療機関を経て軽症者宿泊療養施設もしくは自宅療養となっていたため、経由した医療機関が医療を提供していました。しかし、患者数の急激な増大により一般医療機関で診断された患者や、もしくは濃厚接触者の検査で診断されるなど医療機関の介在しない療養者も増えています。それら自宅療養及び軽症者宿泊療養施設入所の方に医療を提供することが社会から求められています。
2. 自宅療養及び軽症者宿泊療養施設入所の方に、電話や情報通信機器を用いた診療により医療を提供することが可能です。(令和2年4月10日 事務連絡・令和2年8月26日 事務連絡・令和3年6月4日 事務連絡)
3. 遠隔診療においては「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A」(令和3年6月4日事務連絡)に留意していただくことが必要です。
4. 特に自院において新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、通常の電話再診もしくは遠隔診療で処方を出すことが可能です。
5. 電話や情報通信機器を用いた診療の場合、当該点数に加え1日1回2類感染症患者入院診療加算(250点)を算定できます。(診療報酬上の臨時的な取り扱いについて 令和3年8月16日 事務連絡)
6. 保健所が同感染症患者に対して自宅療養の連絡を行う前であっても、診療・検査医療機関が自ら診断した患者の健康状態の確認を行うことは可能であるとされています。また、この際の留意事項についてはこの事務連絡に詳細な説明があります。(地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進について 令和3年9月2日 事務連絡)
7. 症状が新型コロナウイルス感染症によるものである場合、自己負担分が公費となります。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療については通常通り自己負担が発生します。
8. 薬剤の受け取りに関しては、ご家族等に医療機関もしくは薬局等に取りにきていただく、もしくは配送するなどの方法が考えられます。薬局によっては「薬局における薬剤交付支援事業」により配達可能な場合もあります。(令和3年9月1日)
9. 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第5.3版」が8月31日に更新されています。(令和3年8月31日 事務通知)

10. 在宅療養もしくは軽症者宿泊療養施設の感染症患者は、厚生センターもしくは富山市保健所の管理下にあります。処方を行うなど医療を提供した際には、行政からの感染者への健康観察の連絡時などに、状況を申告してもらうなど連携に留意をお願いします。
11. 『自宅療養時および軽症者宿泊療養施設入所時の医療提供について』、関連の通知は富山県医師会ホームページ上にまとめてあります。随時ご参考にしてください。
12. 自宅療養及び軽症者療養施設入所の方に、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、救急医療管理加算1(950点)を算定できます。(令和2年4月8日事務連絡 令和3年7月30日 事務連絡)